

標準処理期間の未設定理由

番号 1

| | |
|--|-----------------------|
| 処 分 名 | 定期券等の発行 |
| 根 拠 法 令 名 | 松山市駐車場条例(平成10年条例第34号) |
| 条 項 | 第5条第1項 |
| 所 管 課 | 都市生活サービス課 |
| 【標準処理期間を未設定とした理由】 指定管理者に駐車場の管理を行わせているため。 | |